KC#933

共通構造規則　ばら積貨物船のための共通構造規則（鋼船規則 CSR-B 編）
3 章 5 節

1.3 貨物倉区域の保護

1.3.1 塗装

積載する貨物に適した塗料の選定，特に貨物との適合性に関する選定は，造船所及び船主の責任である。

1.3.2 適用

ハッチコーミング及びハッチカバーの貨物倉内に面する表面及び暴露する表面のすべて並びに内底板，ビルジホッパタンク斜板及び下部スツール斜板を除く貨物倉内のすべての表面（船側構造及び横置隔壁）については，有効な防食措置（エポキシ系又はこれと同等な塗料）を，製造者の推奨に従って施さなければならない。

船側構造及び横置隔壁については，1.3.3 及び 1.3.4 に従って塗装を施さなければならない。

1.3.3 塗装すべき船側構造

塗装すべき範囲は，次の部分の貨物倉内に面する表面とする。

- 船側構造
- トップサイドタンク斜板
- ビルジホッパタンク斜板において，単船側構造ばら積貨物船の場合は倉内肋骨下部ブラケットの下端，二重船側構造ばら積貨物船の場合はビルジホッパタンク斜板上端から下方 300mm の範囲。

これらの範囲を図 1 に示す。

1.3.4 塗装すべき横置隔壁

横置隔壁の塗装すべき範囲は，単船側構造ばら積貨物船の場合は倉内肋骨下部ブラケットの下方 300mm の高さ，二重船側構造ばら積貨物船の場合はビルジホッパタンク斜板上端の高さから上方となる全ての場所とする。

図 1　塗装すべき船側構造

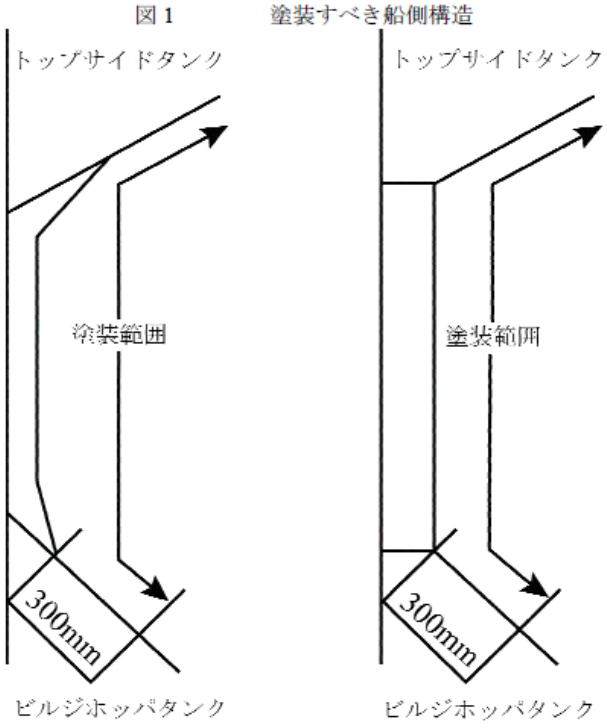

【検討中の設計コンセプト】

１）船側構造にあっては、1.3.3 により、塗装すべき範囲は『船側外板、トップサイドタンク斜板』の『倉内肋骨下部ブラケット下方 300mm の範囲におけるビルジホッパタンク斜板』までとする。（詳細については下図参照）

２）横置隔壁構造にあっては、1.3.4 により塗装すべき範囲は、単船側構造ばら積貨物船の倉内肋骨下部ブラケット下方 300mm の高さで考慮する水平線より上方の範囲とする。（詳細については下図参照）

サンプル１）

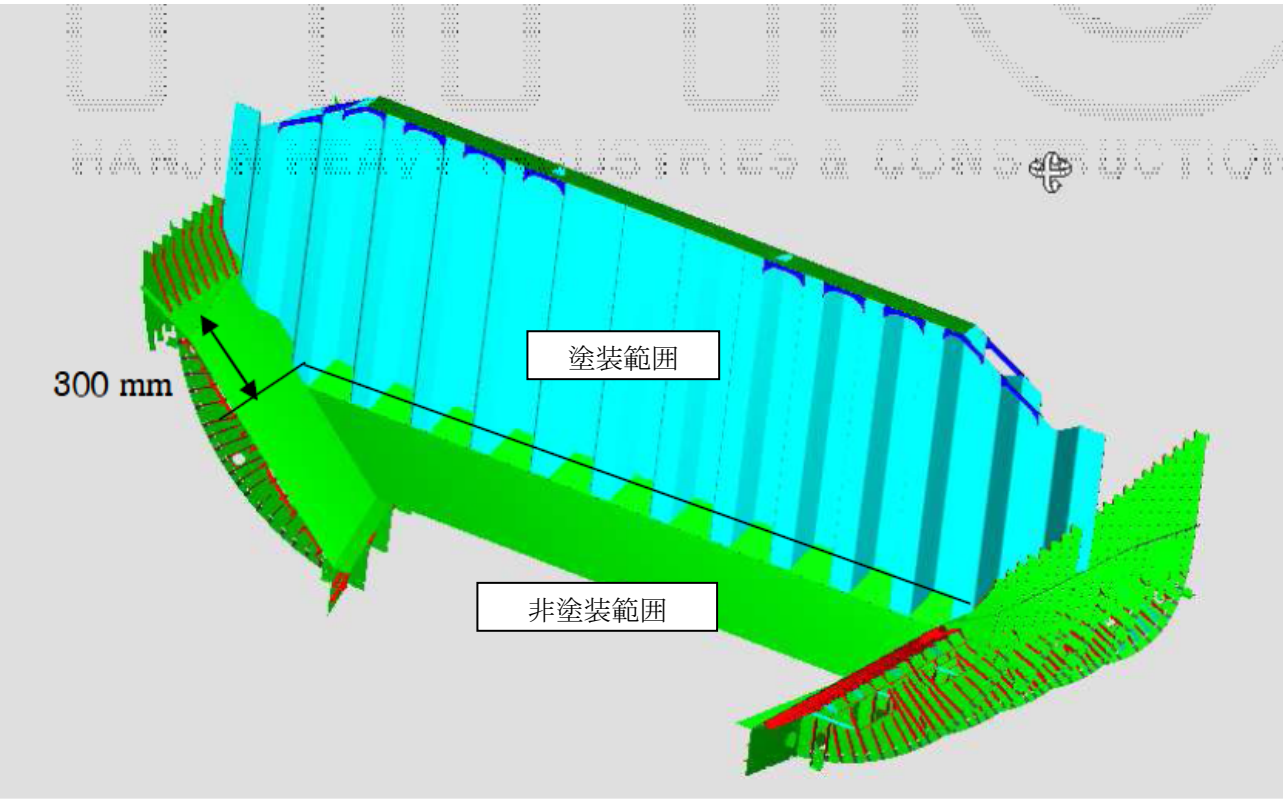

[No.9 C/H Front side]

サンプル２）

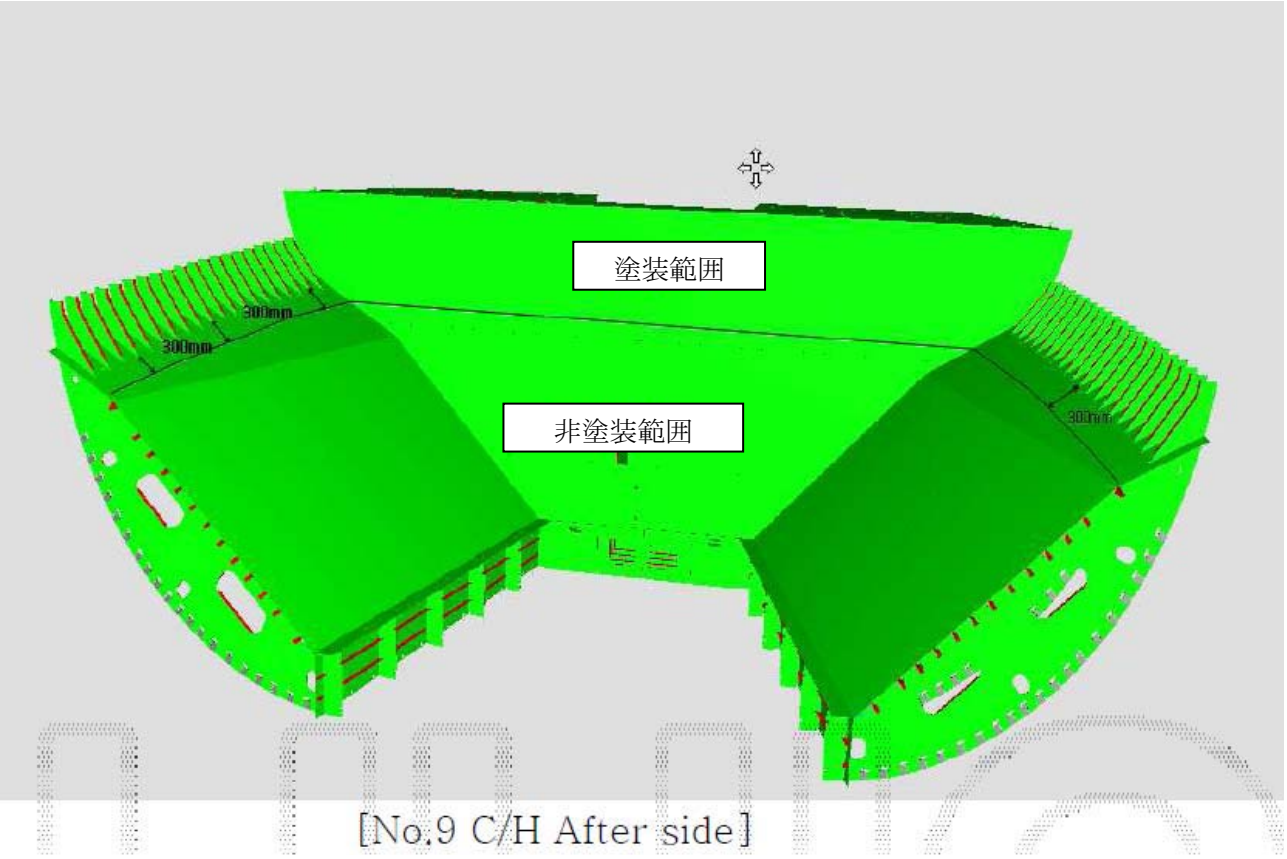

[No.9 C/H After side]

サンプル３）

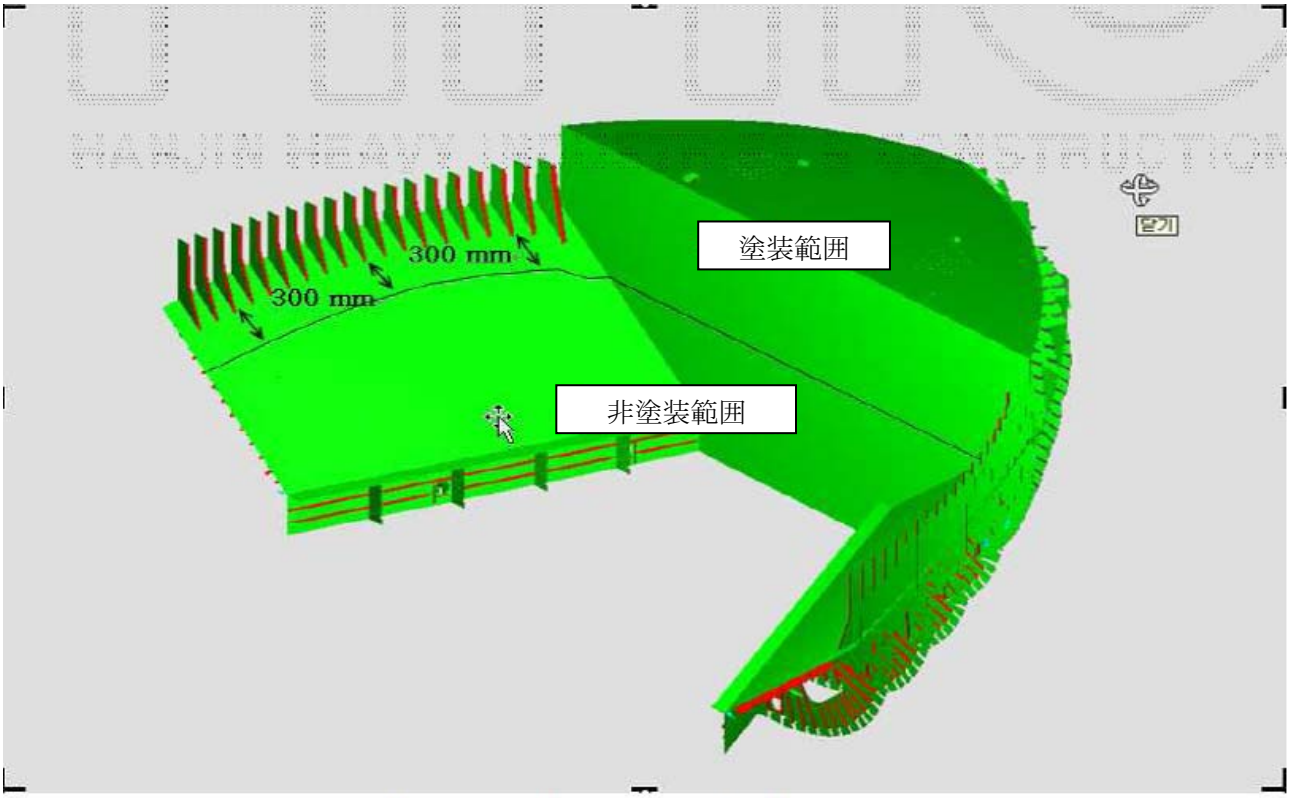

[No.1 C/H Front side]